

## 令和5年度 宮城県障害者相談支援従事者現任研修 募集要綱

### 1 主催者

宮城県、一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

### 2 受講対象者（定員90人）

次の（1）（2）どちらにも該当し、かつ（3）もしくは（4）の項目に該当する者

- （1） 宮城県内にある指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、委託相談支援事業所又は基幹相談支援センター（以下「相談支援事業所等」という。）において、現に相談支援専門員として従事している、又は、1年以内に従事する予定がある者。
- （2） 研修で使用できる、障害児者支援の事例がある者。  
詳細については、以下 URL より昨年度の研修資料を必ず御確認の上、受講申込み願います。  
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kensyu.html>)
- （3） 令和5年度末に相談支援専門員の資格が失効する者。
  - ①平成20年度の相談支援従事者補完研修（以下「補完研修」）修了者又は平成20、平成25年度の相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」）修了者で平成30年度までに相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」）を修了した者。
  - ②平成30年度の初任者研修修了者で令和4年度までに現任研修を修了していない者。（別紙フローチャート参照）
- （4） 令和6年度末に相談支援専門員の資格が失効する者。
  - ①平成21、26年度の初任者研修修了者で平成31年度（令和元年度）までに現任研修または相談支援従事者主任研修（以下「主任研修」）を修了した者。
  - ②平成31年度の初任者研修修了者で令和4年度までに現任研修を修了していない者。（別紙フローチャート参照）

※ 国が定める研修カリキュラムが令和2年度に改正され、相談支援専門員としての実務経験があることを前提とした内容に変更されました。そのため、相談支援専門員の資格取得後であっても実務経験がない方につきましては、初任者研修から受講いただくことを推奨します。

※ 指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事するためには、初任者研修又は補完研修を修了した年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに現任研修を修了する必要があります。また、その期間に現任研修を修了しなかった場合は、再度初任者研修を修了する必要があります。ご自身の受講対象年度を確認する場合は、以下をご参考ください。

※受講年度の例

	現任研修受講期間					
	平成20年度 に初任者研 修を修了し た場合	1回目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	2回目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	3回目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

### 3 日程（全4日間）及び会場

日程	研修形態	会場
10月16日（月）から 10月30日（月）まで	講義	e-ラーニングによる受講
11月1日（水）から 11月18日（土）まで	地域実習①	各地域の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等
11月19日（日）	演習1日目	宮城県庁2階講堂 （〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号）
11月20日（月）から 1月12日（金）まで	地域実習②	各地域の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等
1月13日（土）	演習2日目	宮城県庁2階講堂 （〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号）
1月14日（日）	演習3日目	宮城県庁2階講堂 （〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号）

- ・ 詳細については、別紙「研修カリキュラム」を御覧ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修1日目は、**e-ラーニング**（オンラインで配信する動画の視聴）による受講とします。個人又は事業所が所有するコンピューター、スマートフォン、タブレット等、動画を視聴できる機器をご用意ください。
- ・ e-ラーニング動画は全部で6時間程度となります。動画視聴による講義受講も修了要件の一つとなりますので、視聴時間を確保できる環境をご用意ください。
- ・ 受講方法の詳細は、受講可否通知と併せてお知らせします。

### 4 受講料

- ・ 14,000円（税込。テキスト代を含む。）
- ・ 振込先については、受講可否通知と併せてお知らせします。
- ・ 振込後、自己都合により受講を辞退した場合や受講決定が取り消された場合等、いかなる理由があっても返金は致しかねます。
- ・ 受講料以外の払込手数料や参加旅費等は受講者負担となります。

## 5 受講申込

(1) 申込方法 簡易書留による郵送に限ります。

〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷1丁目11-8-2

一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 宛て

※ 申込封筒に「現任研修申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 申込期限 令和5年9月1日(金) 必着

(3) 申込書類 次の書類を申込者1人につき1部ずつ御提出ください。

例年、書類の不備が多数あります。不備があった場合には受講申込を受理しない場合がありますので、この募集要項を熟読の上、お申込みください。

書類名	備考
送付状	□にシ点を入れて、書類の不足がないか十分に御確認ください。
申請様式1 受講申込書	相談支援専門員として従事する予定の法人の代表者又は事業所の所属長から推薦を受けてください。
申請様式2 実務経験記載票	
申請様式3 実務経験証明書	申請様式2に記載した全ての事業所から証明を受けて、1か所につき1部ずつ添付してください。
資格を証する書類の写し	申請様式2で、「第2号」又は「第5号」の実務経験がある場合のみ
研修修了証書の写し	これまで受講した初任者研修および現任研修の全ての修了証書 ※紛失した場合の対応は、 <u>8その他</u> をご参照ください。
返信用封筒（ <u>角形2号封筒</u> 、 <u>120円切手貼付</u> ）	・受講可否通知の郵送に使用します。 ・A4用紙が折らずに入るもの。 ・返信先の宛名、住所を記載してください（宛名は受講者の氏名としてください）。

- ・申込の際は、複数人数分の書類を同封して郵送（簡易書留）して頂いて構いませんが、返信用封筒は人数分ご準備ください。
- ・申込期限までに必要な申込書類が揃わない場合や、不備の訂正指示に従わない場合は、受講申込を受理しません。
- ・御提出いただいた申込書類は返却しかねます。

(4) 受講申込みを辞退する場合

次の内容を記載した辞退届（任意様式）を速やかに一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会宛てに簡易書留により御提出ください。

- ・ 受講申込者本人の住所、氏名（要押印）
- ・ 受講を推薦した者の法人（又は事業所）名、所在地、職名、氏名（要押印）
- ・ 受講を辞退する理由

## (5) 問合せ先

問合せ内容	問合せ先	電話番号
受講申込・辞退に関すること	一般社団法人 宮城・仙台障害者相談支援従事者協会	<a href="mailto:office@misk35.org">office@misk35.org</a> ※ 原則、メールでのお問い合わせを お願いいたします。 (080-2833-5973)
受講可否の結果に関すること 初任者研修および現任研修修 了証書の紛失に関すること	宮城県保健福祉部障害福祉課 企画推進班	022-211-2538
人員、運営基準に関すること	事業所の指定、委託を行う市町村又は県	

## 6 受講可否通知

- ・ 令和5月9月中旬までに、返信用封筒により結果をお知らせする予定です。
- ・ 定員を超過するお申し込みがあった場合は、資格が失効する年度の早い順に受講者を選考します。また、失効する年度が同じ者の中では、次の順に受講者を選考します。

(1) 人員基準上配置が必要な相談支援専門員が欠如している、又は1年以内にその予定がある相談支援事業所等で従事予定である者。

① 現在、相談支援専門員として従事している者。

② 現在従事していないが、直近5年以内に2年以上の相談支援業務の経験がある者。

③ ①、②以外の者。

②、③は従事予定  
時期が早い順

(2) (1)以外の者。

① 現在、相談支援専門員として従事している者。

② 現在従事していないが、直近5年以内に2年以上の相談支援業務の経験がある者。

③ ①、②以外の者。

②、③は従事予定  
時期が早い順

- ・ 受講可否決定に関するお問い合わせは、決定通知の発行日より10日以内とさせていただきます。それ以降にお問い合わせを頂いても、可否決定を再検討・変更することはできませんので、予めご了承ください。

## 7 修了要件

- ・ 4日間の全ての科目を受講した者には、宮城県から修了証書を授与します。
- ・ 次の場合は、受講決定を取り消し、修了を認めません。
  - (1) 受講決定後にお知らせする課題を期限までに提出できない場合
  - (2) 自己都合により遅刻、早退又は途中退席した場合
  - (3) 著しく受講態度の悪い者(私語、居眠り、携帯電話等の使用、進行の妨害、退席が頻繁にある、講師の指示に従わない等)に指導を行い、改善されなかった場合
  - (4) 申込内容に虚偽のあることが判明した場合(過去の修了を取り消す場合があります。)

## 8 その他

- ・ 修了証書を紛失した場合等には、修了証書に替わる「修了証明書」を県から発行しています。宮城県のウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kensyu.html>) から「修了証明書発行願」をダウンロードして作成し、宮城県保健福祉部障害福祉課宛てに御提出ください。
- ・ やむを得ず研修を中止又は延期する場合やその他連絡事項は、宮城県のウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kensyu.html>) でお知らせします。
- ・ 風邪のような症状がある場合や、体調不良時は受講をお控えください。
- ・ 演習期間中は必要に応じてマスクの着用を求めますので予めご了承ください。また、研修会場では窓を開放して換気を行わせていただく場合があります。
- ・ 研修会場に駐車場はありませんので公共交通機関をご利用いただくか、最寄りのコインパーキング等をご利用ください。
- ・ 宿泊場所や研修中の昼食は、各自で手配してください。なお、研修会場は水以外の飲食はできませんので予めご了承ください。
- ・ 研修の録画及び録音は御遠慮ください。
- ・ 受講者の個人情報、本研修事業のみの目的で使用し、他の目的で使用したり無断で第三者に提供したりすることはありません。